

## 会議次第

平成29年度 第5回

### 鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時： 平成30年2月8日(木) 午後1時～

場 所： 鶴岡市役所 委員会室

#### 1. 開 会

#### 2. 会長あいさつ

#### 3. 会議録署名委員の指名

#### 4. 報 告

- (1) 第二期鶴岡市特定健康診査等実施計画暫定評価について (別紙1)
- (2) 第一期鶴岡市保健事業計画(データヘルス計画) 暫定評価について (別紙2)

#### 5. 協 議

- (1) 平成30年度鶴岡市国民健康保険税等の改正について (資料1)  
..... 1～2
- (2) 平成30年度鶴岡市国民健康保険事業計画(案)について (資料2)  
..... 3～7
- (3) 平成30年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算(案)について (資料3)  
..... 8～13
- (4) 国民健康保険関連予算の補正について (資料4) ..... 14
- (5) その他

#### 6. その他

#### 7. 閉 会





衡確保などの取り組みを継続的に行うとともに、国民健康保険財政について、国・県等からの適切な支援が継続されるように働きかけを行う。

#### (2) 適正課税の推進

公平な税負担の確保に向けて被保険者世帯の所得の把握に努め、適正な課税を行う。

- ① 県と市による共同運営への移行に伴い、賦課方式がこれまでの4方式から資産割を除く3方式に変更されるため、分かりやすい広報に努め、保険税の改正事項や税の仕組みに関する周知を丁寧に行うとともに、市民からの問合せに対する窓口・電話対応等の相談業務の充実を図る。
- ② 複雑化している制度や法令を正しく理解し、システムの改修や日常の事務作業点検に努めて、課税誤りの発生を未然に防止する。
- ③ 所得の把握ができないと適正な税額を算定できないだけでなく、税の軽減判定の対象からも外れてしまうため、未申告者に対する二次申告相談や催告等の実施により、その早期解消を図る。

#### (3) 収納対策の取組強化

主要財源である保険税について、現年分収納率92.0%、滞納繰越分収納率17.0%を目標に税収の確保に努める。

- ① 国民健康保険税の普通徴収については、原則口座振替として納付の利便性確保と納め忘れの防止に努める。
- ② 納税推進嘱託員を継続配置し、初期段階での文書、電話催告及び臨戸による納付勧奨に努める。
- ③ 国民健康保険法に基づく短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付により来庁を促し納付相談による滞納解消に繋げる。
- ④ 滞納世帯の生活・財産等の実態調査を徹底し、早期の滞納解消に向けた納税指導に努めるとともに、地方税法に基づく滞納処分若しくは処分の執行停止を適正に実施する。

#### (4) 特定健診・特定保健指導等保健事業の推進

「第三期特定健康診査等実施計画」及び「第二期データヘルス計画」に基づき、関係機関との連携を図り、特定健診・特定保健指導の円滑な実施に努めるとともに、各種保健事業を積極的に展開し、被保険者の健康の保持増進を図る。

- ① 特定健診については、保健部門との連携により、登録制による効果的な受診意向調査を実施するとともに、受診券の発行や広報等による啓発、未受

診者への受診勧奨の強化、国保連合会事業の活用などにより、受診率の向上を図る。また、特定健診未受診者対策事業、特定保健指導未利用者対策事業、生活習慣病の一次予防に重点を置いた取り組み及び糖尿病予防と重症化予防対策を実施し、被保険者の健康の保持増進と重症化防止を図る。

- ② 特定保健指導については、人間ドック及び集団健診の健診日に初回面接を実施するとともに、指導判定値を超える優先的に介入すべき対象者に利用勧奨を行うことにより、実施率の向上を図る。
- ③ 40歳以上の全年齢を対象に、人間ドック助成を行い、健診受診率の向上を図る。
- ④ 国保データベース（KDB）システムを有効活用し、健診・医療・介護等の情報に基づき、効率的、効果的な保健事業をPDCAサイクルにより実施する。
- ⑤ 市全体の健康づくり事業や健康スポーツ事業、老人福祉事業等との連携を図り、被保険者の健康の保持増進を促進する。
- ⑥ エイズ予防等に関する知識の普及啓発を行う。

#### (5) 被保険者資格の適用適正化

適正な事業運営の基本となる被保険者資格の適用適正化を進める。

- ① 日本年金機構から提供される国民年金リストの活用、関係機関との連携、事業所への協力要請等により、遡及適用防止や他保険との重複加入防止の取組みを進める。
- ② 適用適正化対策強化月間を定め、適正化システムによる所得把握、擬制世帯・無所得世帯等の社保適用についての確認、居所不明者への対応など、適用適正を推進する。
- ③ 退職者医療制度は平成27年度から新規適用が廃止されたが、平成26年度までに年金受給資格を取得した被保険者について、引き続き、退職被保険者及びその被扶養者の適用促進など退職者医療制度の適正な運用を図る。
- ④ 広報活動等を通じ、国民健康保険の資格の得喪手続に関する周知を徹底する。

#### (6) 医療費適正化の推進

医療費適正化施策の効果的な実施により、医療費の適正化を図る。

- ① レセプト点検事業について、引き続き国保連合会へ委託するとともに、被保険者資格点検による請求事務の適正化に努める。
- ② 医療費通知により、世帯及び被保険者ごとの医療費状況について、情報

提供を行う。

- ③ 第三者行為の把握について、医療機関への協力要請とレセプト情報に加え、被害届の届出期間を短縮するため、損害保険関係団体と覚書の締結を行っている。また、確実な求償を図るため、国保連合会に第三者行為求償事務支援業務を委託し、目標収納率を自動車損害賠償保険は30%、任意保険は80%として、PDCAサイクルにより継続的な取り組みを行う。  
重複受診・頻回受診の改善や軽症患者の救急医療受診の改善（かかりつけ医や休日夜間診療所、救急電話相談の利用）など、適正受診に向けた指導・啓発を図る。
- ④ 適正な服薬について、市のホームページや「国保だより」によって啓発し、残薬対策を図る。
- ⑤ ジェネリック医薬品については、使用割合の向上を図るために、希望カード・希望シールの配布や差額通知等の実施により普及啓発を図る。
- ⑥ 柔道整復師の施術に係る療養費等の適正化に向けた広報等を行う。
- ⑦ 海外療養費の点検を充実するため、疑義が有ると認められる申請については、点検業務の外部委託を実施する。

#### (7) 国民健康保険制度の趣旨普及と広報活動の充実

- 円滑な事業運営を行うため、保険制度や保険税、医療・財政状況、制度改革等に関する周知広報活動の充実を図る。
- ① 市広報、国保だより、ホームページ、市役所市民ロビーの受付番号表示モニター等を活用するとともに、各種イベント時におけるパンフレット配布、山形県保険者協議会の共同キャンペーンへの参加等により、国民健康保険に対する市民理解の促進を図る。また、税に関する標語や作文募集等により、納税意識の啓発を図る。
  - ② 被保険者への影響が大きい各種制度改正について、適時適切に広報を実施する。

#### (8) 事務の適正実施と窓口サービスの向上

職員研修の充実や基幹電算システムの運用等により、被保険者資格の得喪や保険給付等の事務の適正化・迅速化を進めるとともに、市民からの相談に対する親切な対応・説明など窓口サービスの向上に努める。

#### (9) 国民健康保険直営診療所の適正運営

市の中心部から20~30km離れ、開業医のいない朝日地域の大鳥・大泉地区及び大網地区に、国民健康保険診療所を設置しており、地域医療施設として

重要な役割を担っている。住み慣れた地域で子どもから高齢者までが安心して利用することができるよう、適正運営に努める。

#### (10) 国民健康保険の県との共同運営への対応

- 本市国民健康保険の現状に即して、本県における国民健康保険の広域化等への適切な対応を図っていく。
- ① 県と市町村の共同運営後の事務処理について、標準化、広域化による効率化の推進に努める。
  - ② 収納率の向上や保健事業の実施等により、財政面でのインセンティブである保険者努力支援制度による財源の確保を図る。







## 資料4

### 国民健康保険関連予算の補正について（平成30年3月）

#### 1. 国民健康保険特別会計（事業勘定）の補正

##### 【歳入の補正】

・国庫支出金（療養給付費等負担金）	18, 560千円
・国庫補助金（財政調整交付金）	5, 220千円
・県支出金（財政調整交付金）	5, 220千円
・療養給付費交付金	13, 100千円
・共同事業交付金（保険財政共同安定化事業交付金）	13, 635千円
・一般会計繰入金	71, 428千円
・前年度繰越金	102, 469千円

##### 【歳出の補正】

・保険給付費（退職被保険者等療養給付費）	11, 000千円
・（一般被保険者高額療養費）	58, 000千円
・共同事業拠出金（高額医療費拠出金）	2, 100千円
・（保険財政共同安定化事業拠出金）	56, 063千円
・諸支出金（償還金）	102, 469千円

#### 2. 一般会計の補正

##### 【歳入の補正】

・国庫支出金（国民健康保険基盤安定負担金）	18, 508千円
・県支出金（国民健康保険基盤安定負担金）	36, 221千円

##### 【歳出の補正】

・国民健康保険特別会計繰出金（事業勘定）	71, 428千円
----------------------	-----------